

明治期統計資料の概要

渡辺理絵*・村山祐司

明治期の統計資料は、人口から農産物の生産量まで広範な項目から構成され、時空間的な連続性と採録項目の網羅性を持つ希少な統計群である。これらの統計資料は、これまでさまざまな分野で資料吟味を繰り返しながら利用され、復刻刊行されたものも少なくない。また、近年では国立国会図書館近代デジタルライブラリーや徳島県統計情報ライブラリのように府県統計書の web 公開も進められ、統計書の閲覧・利用は以前と比べて容易になっている感がある。

しかしながら、明治期の頻繁な行政区画の変更を反映して、その単位地域は年次間および採録項目間で異なることもあり、また、採録項目についても年次間で頻繁に変更されており、年次間の比較については注意を要する。

ここでは、本プロジェクトで公開する統計の資料的性格やこれらの統計をデータとして提供する研究上の意義について明確にするため、まず、明治期に作成された様々な統計資料について、その性格と概要をみていきたい。

※以下の構成

I. 陸軍省により編纂された主な統計

1. 共武政表
2. 徴発物件一覧表
3. 陸軍徴発物件表要覧
4. 徴兵統計

II. 内務省主導による統計－「府県統計書」について－

III. 農商務省主導による統計－「府県勸業年報」について－

I. 陸軍省より編纂された主な統計

共武政表・徴発物件一覧表・陸軍徴発物件表要覧・徴兵統計

概要：

これらは、陸軍省参謀本部による軍事統計であり、将軍事目的の為に作成されたもので将来的に徴発することが可能な物件のリストである。その性質上、項目は細微をきわめる。

軍隊の移動などに必要な人材・物資・輸送手段・諸施設の実態を把握するために、後述の「府県統計書」「府県勸業年報」に記載のない項目も多い。さらに、明治 22 年の市町村合併までは旧村の、またそれ以降であっても調査年度によっては旧村名である大字にまで細分化されて記載されている特徴を有している。

* 筑波大学空間情報科学分野，行政界変遷データベース研究会

ただし、年代によりかなりの変遷があり、また記述方法も軍管区（師団管区）別に配列され、県によっては2管区にまたがっているなど、統計の利用には時折、不便さが伴う。以下、統計書別にその特徴をみていきたい。

1. 共武政表

→共武政表は、陸軍省参謀本部が徴発用台帳として編纂した軍事統計である。初めて集計された明治8年分は、明治5～8年にかけて陸軍省通達により府県ごとに提出されたものであるが、最初の試みであったためか、資料の作成・提出には混乱がみられた。第1回は、1875年（明治8）に発行され、戸口、物産を主として調査された。1878年に参謀局から参謀本部になり、「凡ソ軍事ニ供スヘキ者ハ悉皆記載ス」とされ、調査項目が増加しての第2回の共武政表が発行された。項目には、戸数・人口・産物・牛馬・人力車・船舶・水車・寺院・学校・屠場などと幅広い。その後、1882年（明治15）まで4回の刊行をみた。

本データには、「第4回共武政表（明治14年1月1日調）」を収録した。

「第4回共武政表」概要

調査年：明治13年

調査地域：沖縄琉球国、伊豆半島、小笠原島、鹿児島県内の2郡、千島の2郡を除く5畿8道

調査項目：①人口百人以上の輻輳地別

戸数、人口（男・女）、官廨、寺院、学校、屠場、水車、牛（牡・牝）、馬（牡・牝）、車輛（人力車・荷車・牛車・馬車）、日本形船舶（100石以上・未満）、西洋形汽船（50馬力以上・未満）、西洋形帆船（100ト以上・未満）

②郡区（市）別

戸数、人口（男・女）、牛、産牛、馬、産馬、車両、船舶、郵便局

注意点：備考には前年人口との比較に「人口の前年より増す事48万余員とす蓋し過多なるに似たり或は疑ふ各府県に於て寄留人口を本籍に合して調査したる者あるも測る可らず書して以て備考を竣つ」とある。戸籍簿において、寄留人口の規定が定まるのは明治19年である。このため、それ以前の人口統計については、自ずと寄留の届と集計時期のずれや調査の不統一があったと想定せざるをえない。

2. 徴発物件一覧表

→徴発物件一覧表は、1882年（明治15）に徴兵令ならびに徴発事務条例が制定されたのにともない、共武政表の名を改めて、「徴発物件表」・「徴発物件概覧表」・「平均物価表」を収録した軍事統計として1884年（明治17）より刊行された。本統計は明治17～24、26年まで継続刊行され、1897年（明治30）には『第一～十二師管徴発物件表』と改題し、その後、明治34、36、38、40年と続いた。とりわけ、1891年（明治24）には詳細な統計が

刊行された。ただし、1899年（明治32）の未発行や調査が断続的であるという特徴も見逃せない。1907年（明治40）まで発行は続いた。

本データには、「明治24年徴発物件一覧表（明治23年12月31日調）」、「明治30年徴発物件一覧表（明治29年12月31日調）」、「明治34年徴発物件一覧表（明治33年12月31日調）」、「明治40年徴発物件一覧表（明治39年12月31日調）」の5点が収録されている。

明治24年徴発物件一覧表（データ：明治23年12月31日調）

調査項目

①大字別

家屋（戸数、総坪数・宿舍用坪数）、人口（男・女）、人夫、官廨、倉庫（棟数・坪数）、厩（棟数・繋留馬数）、寺院（軒数・総坪数・宿舍用坪数）、学校（軒数・坪数）、製造所（棟数・坪数）、水車場、病院（軒数・患者用坪数）、日本形船舶（50石以上・舩漁小廻）、西洋形船舶（20ト以上・未満）

②郡区（市）別

医師、獣医、蹄鉄工、大工、船大工、石工、鍛工、車工、桶工、杣（そま）職、木挽職、鞍工、縫工

③町村（区）別

牛、馬匹 {乗馬<合格（牡・牝）・不合格（牡・牝）>}、駕馬 {<合格（牡・牝）・不合格（牡・牝）>}、駄馬 {<合格（牡・牝）・不合格（牡・牝）>}、耕馬 {<合格（牡・牝）・不合格（牡・牝）>}、車輛<馬車（一頭曳・二頭曳）、荷馬車（一頭曳・二頭曳）>、人力車、荷車、牛車、馬車並駄馬厩具（馬車曳具・駄鞍厩具共）、玄米、大麦、小麦、裸麦、塩、味噌、醤油、漬物、梅干、秣藷（まぐさ）、藁

明治34年徴発物件一覧表（データ：明治33年12月調）

調査項目

①郡区（市）別

乗用馬車、荷馬車、牛車、荷車、人力車、櫓、牛、米、大麦、小麦、裸麦、もろこし

②町村（区）別

現住戸数、現住人口、医師、薬剤師、看護員、看護婦、獣医、蹄鉄工・大工・船大工・鍛冶職、車製造職、舟夫、病院（軒数）、伝染病院、学校（軒数）、神社（軒数）、寺院（軒数）、水車場、日本形船（50石以上・小船・漁用船）、西洋形帆船（5ト以上）

③記載の有無により、有りは1、無しは数値未記入

郡役所、郵便電信局、郵便局、金庫、警察署、警察分署、その他

明治40年徴発物件一覧表（データ：明治39年12月調）

調査項目

①郡区（市）別

乗用馬車，荷馬車，牛車，荷車，人力車，櫓，牛，米，大麦，小麦，裸麦，もろこし

②町村（区）別

現住戸数，現住人口，医師，薬剤師，看護員，看護婦，獣医，蹄鉄工・大工・船大工・鍛冶職，車製造職，舟夫，病院（軒数），伝染病院，学校（軒数），神社（軒数），寺院（軒数），水車場，日本形船（50石以上・小船・漁用船），西洋形帆船（5ト以上）

③記載の有無により，有りは1，無しは数値未記入

郡役所，郵便電信局，郵便局，金庫，警察署，警察分署，その他

注意点：調査項目の人口については，徴発対象であるため過少報告が考えられるにもかかわらず，府県，郡区にわたって概して過大の傾向にあるとの指摘がされている．これは，現住人口についての調査の不備による重複計上が考えられる．

※陸軍省関係の統計における調査項目および数値の吟味については，以下の文献に詳しい．梅村又次・高松信清・伊藤繁『長期経済統計－推計と分析－13 地域経済統計』東洋経済新報社，1983．

3. 陸軍徴発物件表要覧

→陸軍徴発物件表要覧は，徴発物件一覧表より「其ノ要項ヲ摘録シテ通覽ニ便スルモノトス」と凡例にあるとおり，概要を示している．1901年（明治34）から刊行が始まり，その後，隔年で明治36，38，40，42，44年と続いた．（ただし，42，44年は「徴発物件一覧表」はなく，「陸軍徴発物件表要覧」のみの刊行となっている．）大正時代に入ると「徴発陸軍条例」が施行されたが，明治期のような書冊体での刊行物は公開されなくなった．

復刻刊行

以下は，雄松堂フィルム出版より復刻刊行されている各種統計である．

共武政表（第1～4回） 陸軍参謀本部編 調査時点 明治8～13年

徴発物件一覧表 陸軍省総務局編 調査時点 明治16～30年

徴発物件表（第1～12師管）陸軍省大臣官房編 調査時点 明治34～40年

陸軍徴発物件表要覧 陸軍省総務局機密課編 調査時点 明治34～44年

4. 徴兵統計

→徴兵統計は「徴兵令」に基づいて毎年実施される徴兵検査に関連して作成される業務統計であり，明治14年より始まり，『陸軍省年報』に掲載されている．初年度は，「明治14年徴兵調」によって1府27県より統計院へ報告された国別の徴兵調を合冊した体裁をなす．この統計の調査項目として特筆されるのは以下の3点の項目である．

第1に20歳以上の壮丁人口（＝徴兵検査を受ける義務のある満20歳の男子）について知りえる。この数値は、毎年、戸籍簿によって把握されるため、実質的にはその年の20歳以上の男子総人口を示すと考えてよい。次に、20歳以上の男子の中から徴兵を免れる者が調査される。興味深いことは、徴兵免除者の内訳がある程度、知りえることである。免除者の大部分は、家族主義温存のために免除項目に加えられた戸主や嫡子であり、彼らの人数が把握できる。最終的には男子総人口から徴兵免除者の人数が引かれた徴兵連名簿人員（＝徴兵検査を受ける人数）が算出される。

第2に、『陸軍省年報』にあわせて記されている国民軍人員表は、17歳から40歳までの男子人口の年齢別統計の体裁をとる。すなわち、毎年17歳から40歳までの年齢別男子総人口と言い換えることができる。

第3に、同じく『陸軍省年報』にある職業統計表は、徴兵者の職業別統計である。

陸軍省年報は、1875年（明治8）～1886年（明治19）、また、「陸軍省統計年報」は1887年（明治20）～1937年（昭和12）年まで現存する。

こうした統計も、一般統計、人口・衛生統計との関連で利用できる統計の1つである。ただし、徴兵忌避のために、不正申告が少なからずあったとみられ、その数値には注意が必要である。

これらの統計を利用した研究として永井和などの研究があげられる。

永井 和「人員統計を通じてみた明治期日本陸軍(1) 『陸軍省年報』『陸軍省統計年報』の分析」富山大学教養部紀要（人文・社会科学篇）18(2), 1985, pp.27-52.

本文の参考文献

細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌—富国強兵篇（下）』一橋大学経済研究所・日本経済統計文献センター，1974.

高橋益代「『経済統計資料』—戦前（2）—徴発事務条例から資源調査令へ—裏面の「工業」関係統計資料—」経済資料研究18, 1985, 33-46.

II. 内務省主導による統計—「府県統計書」について—

「府県統計書」は、明治17（1884）年の内務省達乙第36号「府県統計書様式」にもとづき、全国統一様式で毎年編纂・刊行された府県レベルの統計書である。収録データは人口・産業・文化など多岐にわたり、その単位地域は刊行時の市郡または町村単位で編纂されている。また、現在、各都道府県から編纂・刊行されている「都道府県統計年鑑（統計書）」との連続性を有し、わが国を代表する長期統計といえる。

「府県統計書」作製の初期についてみれば、それらは2種類あり、1つは明治9年10月23日に大蔵省より発せられた達をもとにした「管内一覧概表」「何々県一覧表」「何々県治

一覧表」と称する簡単な一枚刷りの統計表のもの、他方は、明治17年9月3日付の内務省達「府県統計書様式統一ニ関スル件」をもとに、全国統一様式により府県レベルで毎年編纂・刊行された集計されたものである。一般的には後者をもって「府県統計書」と呼んでいる。

2種類の「府県統計書」の存在により明治初期は、様式の統一を果たしていない。一例として右表の茨城県の統計書名をみると、明治7年の「茨城県一覧表」を初出とし、その後、明治14年から「茨城県統計表」として集計がはじまる。ただし、第1回・第4回・第17回は2年分の合冊である。

明治17年の内務省達で統一が図られた「府県統計書」は、「函館、沖縄、札幌、根室ノ四県ヲ除ク」かたちで全国に発布された。その際の様式にしたがって目次を示せば、次のようになる。

土地、戸数及人口、農業、牧畜、山林、漁業、鉱業、工業及製造、土功、商業、貨幣ノ融進、賃銭及物価、交通、

貯蓄及保険、慈惠及褒賞、衛生、社寺、教育及図書新聞紙、警察、監獄、府県及区町村会、府県及区長村歳入出、国税、官吏及文書

以上の24項目に大分類され、さらに各項目は細分類されている。一例として、土地についてその細分類を示せば、

(第1)地勢(第2)本府県管轄地ノ沿革(第3)本府県ノ位置(第4)国郡ノ面積及広袤(第5)地目別ノ面積(第6)有無税地及耕不耕地ノ面積(第7)山嶽ノ景状(第8)原野ノ景状(第9)河川ノ脉絡(第10)池沼湖ノ周囲及面積(第11)島嶼ノ位置及周囲面積(第12)寒暖(第13)郡区々画(第

明治期における茨城県統計書			
和暦	西暦	統計書名	内容
明治7	1874	茨城県一覧表	
明治8	1875		
明治9	1876		
明治10	1877		
明治11	1878	茨城県治一覧表	
明治12	1879	刊行の記録確認できず	
明治13	1880	刊行の記録確認できず	
明治14	1881	茨城県統計表	第1回
明治15	1882		
明治16	1883	茨城県統計表	第2回
明治17	1884	茨城県統計表	第3回
明治18	1885	茨城県統計表	第4回
明治19	1886		
明治20	1887	茨城県統計表	第5回
明治21	1888	茨城県統計表	第6回
明治22	1889	茨城県統計表	第7回
明治23	1890	茨城県統計表	第8回
明治24	1891	茨城県統計表	第9回
明治25	1892	茨城県統計表	第10回
明治26	1893	茨城県統計表	第11回
明治27	1894	茨城県統計書	第12回
明治28	1895	茨城県統計書	第13回
明治29	1896	茨城県統計書	第14回
明治30	1897	茨城県統計書	第15回
明治31	1898	茨城県統計書	第16回
明治32	1899	茨城県統計書	第17回
明治33	1900		
明治34	1901	茨城県統計書	
明治35	1902	茨城県統計書1.2	1:土地・人口・その他 2:産業
明治36	1903	茨城県統計書1.2.3	1:土地 2:学事 3:産業
明治37	1904	茨城県統計書1.2.3	1:土地 2:学事 3:産業
明治38	1905	茨城県統計書1.2.3	1:土地 2:学事 3:産業
明治39	1906	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治40	1907	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治41	1908	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治42	1909	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治43	1910	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生
明治44	1911	茨城県統計書1.2.3	1:土地 2:学事 3:産業
明治45	1912	茨城県統計書1.2.3.4	1:土地 2:学事 3:産業 4:警察及衛生

総理府統計局図書館編(1981)『総理府統計局図書館 都道府県統計書目録より作成。

14) 裁判区画 (第 15) 警察区画 (第 16) 元標ヨリ各所へノ里程 (第 17) 田畑ノ段別及地価 (第 18) 田畑地価ノ最高最低 (第 19) 宅地ノ段別及地価

というとおり 19 に細分類されている。

「府県統計書」は明治 26 年に廃止されたが、その後も各府県はその刊行を同形式で刊行し続けた。上掲の茨城県統計書では明治 27 年から「茨城県統計書」と改称されているのは、これを反映している。

このような「府県統計書」については経済学などの分野で早くから注目されていた。いち早く国立国会図書館が各「府県統計書」について所在調査を行い、昭和 33 年に目録を刊行した。その後、東京大学経済学部図書室が蔵本目録を昭和 40 年に刊行し、その全貌が明らかになると、雄松堂のマイクロフィルムによる復刻を経て研究への利用が容易となった。近年では国立国会図書館近代デジタルライブラリーや徳島県統計情報ライブラリのように府県統計書の web 公開を行う動きも活発化し、統計書の閲覧・利用は以前と比べて容易になっている。

ただし、各県の府県統計書の記載状況は、必ずしも徹底されていない。たとえば、小野寺淳 (1988) は、府県統計書に記された港湾と河岸について、各県の記載状況を確認している。これによれば、秋田、山形などをはじめ 17 件において、「府県統計書様式」に定められた項目にも関わらず、その記載がないことを指摘し、「府県統計書」の利用上の限界を示している。

現在、本サイトでは、茨城県 (明治 22, 26~35 年)、東京府 (明治 21, 22, 24, 29~31, 43 年、大正 1~5 年)、埼玉県 (明治 23, 25, 30, 35~37, 40 年)、神奈川県 (明治 30, 36, 40 年) を公開している。なお、ダウンロードデータは統計書に掲載されている全データを収録しているわけではなく、郡・市区町村と関連づけられている「地理行列」のみとなっている。また、府県毎や年毎で収録項目や単位地域に差異がある。

参考文献

- 小野寺淳 (1988) 河川交通に関する明治期統計資料の検討. 歴史人類 (筑波大学) 16:67-91.
- 総理府統計局図書館編 (1981) 『総理府統計局図書館 都道府県統計書目録 昭和 56 年 3 月現在』総理府統計局図書館.
- 一橋大学経済研究所編 (1980) 『明治期における府県総括統計書書誌—「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書 (1)』一橋大学経済研究所.
- 一橋大学経済研究所編 (1982) 『明治期における府県総括統計書書誌—「勸業年報」によるデータベース編成事業報告書 (6)』一橋大学経済研究所.

Ⅲ. 農商務省主導による統計—「府県勸業年報」について—

内務省の「府県統計書」と並んで、農商務省の調査系統をひくものに「府県勸業年報」があげられる。

この「府県勸業年報」は、内務省勸農局（農商務省の前身）の「農事通信仮規則」（明治10年11月26日付）に基づいて各府県が調査した事項をまとめたものに端を発しており、多くの府県で明治11年対象から刊行され始め、明治16年の「農商務通信規則」（明治16年12月28日付農商務省達21号）に至って本格化した。府県単位で集計されている産業統計としては、規模の点でも、調査項目の詳細さの点でも「府県統計書」に匹敵する大規模な統計書群である。ただし、府県によっては「農商工年報」「臨時年報」などの名称を用いた例もあり、その名称は一様ではない。

下表は、茨城県における「勸業年報」の発刊および所蔵状況を示している。明治14年ごろから継続的な刊行が開始される。ただし、明治16～21年発刊の年報は、「農商務省図書類別目録」に発刊の事実が記載されているだけで、それらの現存は今日まで確認されていない。「府県統計書」は明治26年に廃止され、法的な明文規定がなくなったのち、明治30年代に入ると、「府県勸業年報」を廃刊して、「府県統計書」を分冊化し、その勸業編に吸収統合されるようになる。茨城県においても同様に明治31年の発刊を最後に「府県統計書」の産業の部に統合される。

このような特徴を有する「勸業年報」の資料的価値については、「府県統計書」と比すると注目の度合いが低かった。とくに「府県勸業年報」がもっとも集まっていたと思われる農商務省の所蔵図書館が明治36年の火災で焼けたため、その残存率は極端に低い状況にある。このため、これらの意義についての検討は、後年まで待たなくてはならなかった。

「勸業年報」に関して本格的な調査に着手したのは、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターである。同機関は、東京の主要機関を対象としてその所蔵状況を調査し、昭和41年に目録を刊行している。とくに、「勸業年報」の全体像がわかる『農商務省図書類別目録、和書之部、第一輯（明治33年12月調）』との対比は、「府県勸業年報」の発刊と現存状況との整合を示す点で重要である。

また、松田芳郎（1978）は、「北海道勸業年報」と「北海道庁統計書」に記載された工業生産額を比較し、この分野については前者の統計を基礎統計とみるべきであると結論づけた。同じように西川俊作（1979）も「山口県勸業年報」と「府県統計書」を比べ、後者は過少評価されていると指摘した。こうした成果をうけて、近年では「府県統計書」の勸業事項は各府県の勸業課に照会して作成された二次統計であり、府県勸業年報が基礎的な統計であるとの評価が定着しつつある。

とはいえ、「府県勸業年報」は統計書ではない。一例として、以下に、茨城県の「勸業臨時報告 [第1冊]」明治21年刊行の目次を示した。

目次、 麦作概況、養蚕概況、製茶概況、土地改良試験地ノ目的及現況、獣医講習所ノ概況、 農事巡回教師教授ノ概況、養蚕巡回教師ノ景況、共同桑苗園ノ景況、暴風雨ノ景況、二百十日ノ景況、多賀郡品評会ノ北相馬郡農談会ノ概況、鶏糞分析、試作、商況、 金融

茨城県における「勸業年報」の発刊・所蔵状況

名称	号・回	発行年	冊数	所蔵機関
茨城県勸業雑誌	3-27号	—	2	—
茨城県勸業雑誌	2-46号	—	5	—
茨城県勸業雑誌	1-46号	—	5	—
茨城県勸業臨時報告		明治21年	1	国会図書館近代デジタルライブラリで公開中
茨城県勸業臨時報告		明治22年	3	国会図書館近代デジタルライブラリで公開中
茨城県勸業年報		明治14-15	2	一橋大ほか
茨城県勸業年報	3-8回	明治16-21	5	—
茨城県勸業年報	1-5回	—	5	—
茨城県勸業年報	7.8回	明治20	2	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	9回	明治21	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	9回	明治22	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	10回	明治23	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	10回	明治23	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	11回	明治24	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	12回	明治25	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	13回	明治26	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	14回	明治27	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	15回	明治28	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	16回	明治29	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	17回	明治30	1	国会図書館ほか
茨城県勸業年報	18回	明治31	1	国会図書館ほか

このあとは、府県統計書に併合・産業の部となる。

藤原正人編『明治前期産業発達史資料 別冊(8)Ⅱ農商務省図書類別目録(Ⅱ)』明治文献資料刊行会, 1965. および一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター編『府県勸業年報所在目録(特殊文献目録シリーズ2)』一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター, 1966. より作成。—は不明を意味する。

これらを見ると、「府県勸業年報」は統計資料というよりは、当該年の各項目の状況報告としての側面が強いことがわかる。とはいえ、概況報告の中では、統計作業を必要としたものも少なくない。たとえば、麦作概況(明治21年)では、当該年の郡名、種類、作付反別、一反歩見積産額、同上平年ヨリ増減が、郡ごとに算出、集計されている。こうした側面も兼備していることから、社会経済学的な統計資料としての一面も有しているといえよう。

西川俊作(1979)「長州・山口県の産業発展」新保博・安場安吉編『近代移行期の日本経済』日本経済新聞社 所収。

一橋大学経済研究所編(1980)『明治期における府県総括統計書書誌—「勸業年報」による

- データベース編成事業報告書 (1)』一橋大学経済研究所.
一橋大学経済研究所編 (1982)『明治期における府県総括統計書書誌—「勸業年報」による
データベース編成事業報告書 (6)』一橋大学経済研究所.
藤原正人編 (1965)『明治前期産業発達史資料 別冊 (8) II 農商務省図書類別目録 (II)』
明治文献資料刊行会.
松田芳郎 (1978)「明治初期の「勸業」統計の夜明け—「府県統計書」と「勸業年報」統
計 29-11.